

# 資料5-1

## 障がい者差別解消相談 受付状況（令和5年度）

No.	受付日	分類	分野	相談の概要	対応	相談者	受付方法
1	R5. 4. 17	その他	交通機関の利用	バスを利用した際に、周りに人がいるにも関わらず、持参している手帳についていろいろと聞かれて、配慮のない対応だと感じた。	バス会社に状況確認し、障がいのある人に対して配慮ある対応を求め、了解を得た。	本人	電話
2	R5. 9. 22	その他	医療	病院に入院した際に、本人の了解なしに病院の都合で検査内容に変更が生じる等、障がい者差別を受けたと感じた。	病院に状況確認したところ、障がい者差別には当たらないと判断したが、法の趣旨について説明し理解を得た。	本人	来庁
3	R5. 10. 12	その他	福祉サービス	会社を訪問した事業所職員の態度が、障がいのある人の人権や尊厳を無視した問題ある行動だと感じた。	事業所に状況を確認し、障がい者差別はなかったと見受けられたが、社会人としてのマナーや配慮に欠けていると判断し、その旨指導して理解を得た。	本人	その他
4	R5. 11. 6	その他	福祉サービス	10月に市へ障がい者差別について相談した件について、障がい者差別ではないとした根拠について。	内閣府の事例集においては、あいさつがなかったり、対応が丁寧でない場合は、障がいの有無とは関係ない普段の対応に至らない点があったとして、不当な差別的取り扱いには当たらないとしていることについて説明した。	本人	その他
5	R6. 1. 25	不当な差別的取扱い	商品販売サービス	今後の引っ越しに伴い、利用が予定される店舗に障がい者差別をしないしてほしい旨伝えたが、介助者の話のみ聞く等、法の趣旨を理解していない対応だと感じた。	店舗に法の趣旨を説明し、適切な対応をするよう求めるとともに、従業員教育の徹底を依頼した。	本人	メール
6	R6. 3. 18	合理的な配慮の提供	交通機関の利用	通学で路線バスを利用した際、ヘルプマークをつけていたにもかかわらず、運転手から大きな声で運賃について指摘され、配慮の足りない対応だと感じた。	バス会社に法の趣旨を説明し、適切な対応をするよう求めるとともに、従業員教育の徹底を依頼した。朝礼等を通じて配慮した対応を働きかける旨の回答を得た。	家族	電話
7	R6. 3. 22	その他	労働及び雇用	障がいのある従業員が、他の従業員から、業務の進め方について暴力を伴う指導を受けた。	話の内容から障がい者差別には当たらないと判断した。	企業	電話